

# 戦前期都市の人口動態\*

——統計資料論的検討——

伊藤 繁

## 1 はじめに

出生率や死亡率がどのように推移したか、またそれらがどのような水準にあったか、というような基本的事実がはっきりしないために、しばらくの間停滞していた明治・大正期の人口動態にかんする研究が近年になってやっと動き出した<sup>1)</sup>。明治期の人口統計にはとくに乳児死亡にとまなう届け漏れがあって実態を反映したものである、という推測が研究を足踏みさせていたわけである。近年の研究の特徴は、人口推計の方法に新しい工夫を試みたり、Mortalityを徳川時代とリンクさせる試み、さらにはMortalityと体位の関係に注目する試みなどである<sup>2)</sup>。その結果、どうも明治・大正期には死亡率は低下しなかったようだ、この期間におけるMortalityの反応はきわめて鈍かった、などということが指摘されるようになってきた<sup>3)</sup>。

このような指摘は、全国レベルでの人口転換のみならず都市の人口転換—前近代都市の死亡超過から近代都市の出生超過への転換—にもかかわる問題である。しかし今のところ、都市・農村間ないしは地域レベルでの出生率・死亡率の推移や格差については、きわめて研究の蓄積が乏しい。

本稿は、地域レベルでの研究を進めるための準備として、都市の人口動態統計の資料的検討をすることが課題である。全国レベルでの人口統計の資料的検討は行われているけれども、地域の人口統計ないしは都市の人口統計にかんす

る検討はほとんど見当たらない。地域レベルでは、全国レベルでは生じない人口移動にとまなう問題がある。しかもそれは、都市化の進行とともに人口統計の歪みを大きくさせる性質の問題である。

以下では、大阪市、神戸市における独自の人口動態統計を取り上げ、都市における出生・死亡統計の組織的歪みを明らかにする。その結果を用いて、出生率・死亡率を推計する。ここで推計された出生率・死亡率は、内閣統計局によって公表された系列とはその水準をまったく異にしている。

## 2 人口動態の統計資料

明治以降の人口動態調査は、中央集査・小票調査によって1899年から本格的に開始される。それ以前の調査は地方分査・表式調査によるもので、これにはさらに、「内務省戸籍局」系統のものと「内務省衛生局」系統のものがある。この時期を扱った調査史としての文献はいくつかあるけれども、ここでは地域レベルでの統計の精度という視点から改めて取り上げてみよう<sup>4)</sup>。

1872年に戸籍制度の施行にとまなう人口の静態調査が行われるけれども、戸籍上の届け出にかんする規定や統計報告の様式が出揃うのは1886年になってからである。まず、1884年に「墓地及埋葬取締規則」が制定され、遺体を埋葬するためには埋火葬認許証が必要であることが規定された。また前年には、衛生統計の報告様式が規定されていたから、それによって埋火葬認許証の交付枚数でとらえた死亡統計が報告されることになった。この系列は、その作成方法

\* 本研究をまとめるにあたり、一橋大学齋藤 修氏より貴重な助言をいただいた。感謝の意を表する次第である。

から明らかなように現住地についての死亡統計で、1901年まで『衛生局年報』に公表された。これが内務省衛生局系統の人口動態統計(死亡・死因統計)である。

1886年には戸籍にかんする届け出規則が規定されて、出生届は10日以内に届け出ること、死亡届は埋葬前に届け出ること、違反した場合には罰則の規定を適用することなどが制度化された。そして同年には内務報告例も出された。これによって、道府県別に本籍地の出生数、死亡数、出生と死亡それぞれの届け遅れ数が報告されることになった。また、都市部では、現住地についての出生数、死亡数も報告された。これらの報告は『日本帝国民籍戸口表』で公表されている。これが内務省戸籍局系統の人口動態統計で、衛生局系統のものとは異なって戸籍簿から集計したものである。

このような戸籍・埋葬制度の整備の過程から、次の2点を指摘することができる。第1は、1886、87年には、前年以前の出生と死亡の届け遅れ数がその後の水準と比べてかなり多くなっていることである<sup>9)</sup>。これは寄留の届け出についても同様である。このような戸籍の制度化にともなう届け出の変化は、1898年の戸籍法の制定、1914年の改正戸籍法、さらには1920年の最初の国勢調査のときにもあったといわれている<sup>10)</sup>。つまり、1886年を境に戸籍にかんする届け出に著しい改善があったとみてよいであろう。それまでは、府県レベルの普通死亡率でも異常に低いと思われるところがあったのに対し、1886年以降についてはそのようなことはない、ということも上の解釈を支持している。しかしこのことがただちに人口統計の改善に作用したわけではない。この時期の人口統計材料の収集は府県からの報告に依っていた。1886年に死亡者の年齢の表示を生年に変更したところ、7県はそれに対応できなかった。つまり、中央の指示に対する地方の対応が不十分であったということも、人口統計の集計業務のうえで見落とすことのできない点である。となると、1889年の市制・町村制の施行は、7万以上あった町村を1.5万にまとめたわけであるから、戸籍業務

の末端機構に大きな変化をもたらしたであろう。この点を考慮すると、人口統計の改善に区切りがつくのは1889年以降、おそらく1890-92年あたりとみてよいであろう<sup>11)</sup>。

第2は、内務省戸籍局系統の人口統計についてである。都市部では現住地の出生・死亡を調査している。これらを正確に把握するためには、寄留届が漏れなく出されていること、寄留者が出生・死亡届を本籍地ではなく直接寄留地に提出していなければならないが、いずれも不十分であった。したがって、市町村を単位として戸籍簿から集計した出生・死亡数は過少である傾向が強いとみなければならない。これを検討したものが表1である。大阪府統計書にある現住人口の死亡数は、内務省衛生局系統の死亡統計を記載しているとみてよいが、これは同じく現住地の死亡数を記載してあるはずの『日本帝国民籍戸口表』の数値とは一致していない。人口統計の改善したとみられる1893年以降をみると、いずれの年次も埋火葬認許証による死亡数のほうが、戸籍簿から集計した死亡数よりも多い。しかも、大阪市の人口は1894年から急増するが、それに対応して、乖離の程度も大きくなっている。このような乖離は地域レベル特有の問題で、本籍地での出生・死亡届を集計するだけでよい全国値では生じない問題である。なお、埋火葬認許証による死亡数は、その性質上、現住地というよりもむしろ「現在地」の死亡数に近く、寄留ではない一時滞在者の死亡を含む

表1 大阪市の死亡数：1889-1897年

単位：人、%

	大阪府統計書	民籍戸口表に	a/b
	による死亡数	よる死亡数	
	a	b	
1889	11,879	11,687	1.016
1890	11,242	11,691	0.962
1891	11,308	11,387	0.993
1892	11,844	11,489	1.031
1893	12,539	12,042	1.041
1894	11,653	10,730	1.086
1895	13,525	11,775	1.149
1896	11,103	10,151	1.094
1897	19,852	17,653	1.125

資料：大阪府統計書、日本帝国民籍戸口表。

注：死亡数は男女総数。

が、他方では火災、災害などによる遺体の不明な死亡については含まれない場合があることに注意を要する。

1899年から開始される人口動態調査における地域別の統計は、戸籍にかんする届け出をすべて本籍地で「小票」(出生票、死亡票など)に記入し、それを内閣統計局に送付して、そこで出生地・死亡地に仕分けして現住地による統計を作成する仕組みである。寄留先に提出した届け出は本籍地に送付されるし、直接本籍地に提出した届け出も中央集査によって漏れなく集計できる建前となっている。この仕組みからすれば、内務省戸籍局系統の地方分査の人口統計の弱点を克服できるはずである。しかし、事態はそう簡単ではないようである。というのは、都市統計書のなかには、人口動態統計を使わずにわざわざ別の出生・死亡系列を記載しているからである。以下では、この系列を検討しよう。

### 3 埋火葬認許証による死亡統計

埋火葬認許証による死亡統計は1901年まで『衛生局年報』において公表されたが、その後は人口動態調査の系列に変わる。ところが、大阪市と神戸市の統計書では、昭和期まで継続して埋火葬認許証による死亡統計を記載している。大阪市統計書では1900年からこの系列を記載しているが、府統計書とリンクすると1889年までさかのぼることができる。神戸市については、1896年から同様の死亡統計がある。

これらの死亡統計と人口動態調査のそれとを比較してみたのが表2、表3である。人口動態調査では、1906年から都市の部が公表されるようになるので、比較はそれ以降に限られる。

表2は大阪市の死亡数について比較したものである。人口動態調査の死亡数を基準にすると、埋火葬認許証による死亡数は明治末で人口動態調査のそれを10%前後上回っている。その後次第に低下するが、昭和期になると再び上昇している。埋火葬認許証による死亡数はすでに述べたように「現在地」ベースとみてよいから、現住地ベースの人口動態調査の死亡数との間に差があるのはむしろ当然である。そこで、その

ような差が発生する要因を検討してみよう。

人口動態調査はいわゆる内地人の戸籍にかんする届け出を材料にしているから、在留外地人・外国人の死亡は含まない。また、戸籍の届け出には届け遅れがつきものである。死亡については、死亡した年の後の年次に届け出する場合である。埋火葬認許証はもともと衛生上の理由から交付されるもので、その請求には死亡診断書を必要とするが、死亡届の提出前に交付されることもあった。したがって、死亡届が翌年以降に出される場合、埋火葬認許証による死亡統計には含まれるが、当該年の人口動態調査には含まれないことになる。

在留外地人・外国人の死亡については、大阪市の各年の在留外地人・外国人に大阪市の死亡率を乗じてその死亡数を求めた。死亡の届け遅れ数については、人口動態調査では都市別の届け遅れ数を公表していないので、府県別のデータでこれを検討してみよう。ある年の死亡総数を届け出行動の面からみると、そのうちの大部分はその年のうちに死亡届を提出する(年内届)、残りは1年後、2年後……に提出する届け遅れ(後年届)となる。府県別に後年届を検討すると、死亡については10年後まで考慮すると、ある年の届け遅れ総数の8割以上をカバーするが、その割合は年内届の1%前後である。大阪府の届け遅れ率(後年届/年内届)を用いて(1906-25年1.0%、1926-32年0.7%)、これを人口動態調査の死亡数に乗じて届け遅れによる死亡数を得た。これら2つの要因を埋火葬認許証による死亡数から差し引いたものが表2の差引死亡数である。2つの要因を差し引いても、明治末・大正前期あたりではこれらの要因のウェイトが小さいため、人口動態調査の死亡数との差は依然として大きい。しかし昭和期になると、外地人のうちとくに朝鮮人が多くなるため、人口動態調査の死亡数に対する比率はほぼ5%以下に収まるようになる。結局、在留外地人・外国人の死亡と死亡の届け遅れを考慮してもなお、明治末で10%程度の差があることになる。

神戸市についても、まったく同様に検討したのが表3である<sup>8)</sup>。神戸市の場合には、明治末

表2 大阪市の死亡数：1906-1932年

単位：人，%

	埋火葬認許証 による死亡数 a	外地人・外国 人の死亡数 b	届遅れによる 死亡数 c	差引死亡数 d=a-b-c	人口動態調査 の死亡数 e	a/e	d/e
1906	20,793	23	189	20,580	18,936	1.098	1.087
1907	24,053	29	215	23,809	21,503	1.119	1.107
1908	24,736	31	223	24,482	22,291	1.110	1.098
1909	24,990	35	229	24,726	22,888	1.092	1.080
1910	22,608	33	209	22,366	20,938	1.080	1.068
1911	23,267	39	218	23,010	21,795	1.068	1.056
1912	21,060	46	196	20,818	19,635	1.073	1.060
1913	22,182	56	208	21,917	20,817	1.066	1.053
1914	24,661	66	230	24,365	22,979	1.073	1.060
1915	25,216	68	234	24,914	23,373	1.079	1.066
1916	27,388	84	248	27,056	24,844	1.102	1.089
1917	28,000	95	257	27,648	25,735	1.088	1.074
1918	37,725	120	355	37,250	35,480	1.063	1.050
1919	30,448	110	287	30,050	28,719	1.060	1.046
1920	33,080	142	312	32,626	31,198	1.060	1.046
1921	29,689	173	278	29,239	27,752	1.070	1.054
1922	30,012	242	285	29,486	28,479	1.054	1.035
1923	27,443	311	263	26,869	26,264	1.045	1.023
1924	26,587	429	257	25,900	25,738	1.033	1.006
1925	42,502	691	405	41,406	40,459	1.050	1.023
1926	39,148	688	260	38,200	37,137	1.054	1.029
1927	43,559	856	289	42,415	41,245	1.056	1.028
1928	41,708	857	272	40,579	38,903	1.072	1.043
1929	45,954	1,127	295	44,532	42,072	1.092	1.058
1930	41,041	1,373	264	39,403	37,748	1.087	1.044
1931	46,113	1,602	295	44,216	42,194	1.093	1.048
1932	42,623	1,987	272	40,364	38,869	1.097	1.038

資料：大阪市統計書，日本帝国人口動態統計。

注：死亡数は男女総数。

で埋火葬認許証による死亡数は人口動態調査のその2割増しの水準で，とうそうの流行した1908年には3割に達している。しかし，その後横ばい状態から低下し，昭和期には再び上昇するパターンは大阪市とほぼ同様である。ここでも，埋火葬認許証による死亡数から在留外人・外国人の死亡と死亡の届け遅れを除去すると，人口動態調査の死亡数との乖離の程度は明治末・大正前期では2ポイント程度，昭和期になると4ポイント程度低下する。しかし，依然として2つの要因だけでは説明できない部分がある。神戸市では外地人の死亡を除いても，昭和期の上昇傾向がなお認められるが，これにはこの時期に急増する朝鮮人の人口を過少に見積もっていることが影響していると考えられる<sup>9)</sup>。

埋火葬認許証による死亡数は，市域内の死亡だけを示しているだろうか。とくに神戸市においては差が大きいので，このような疑問も生じる。神戸市は1920年4月に須磨町を編入したが，この年の埋火葬認許証による死亡数には，1-3月分の須磨町の死亡数を別に記載していることから判断すると，市域内の死亡かどうかには充分な配慮をしていたとみることができよう<sup>10)</sup>。

次に，埋火葬認許証による死亡数と人口動態調査の死亡数との差を年齢別に検討してみよう。表4は1913年におけるそれぞれの死亡数の差を年齢階級別にみたものである。特徴的なことは，0-4歳層の差がとくに多く，大阪市では全体の差の81%，神戸市では66%がこの年齢層に集中していることである。同様に1908年で

表3 神戸市の死亡数：1906-1932年

単位：人，%

	埋火葬認証 による死亡数 a	外人・外国 人の死亡数 b	届遅れによる 死亡数 c	差引死亡数 d=a-b-c	人口動態調査 の死亡数 e	a/e	d/e
1906	7,765	59	63	7,642	6,338	1.225	1.206
1907	9,123	56	73	8,994	7,287	1.252	1.234
1908	10,491	65	79	10,347	7,911	1.326	1.308
1909	9,544	68	78	9,399	7,756	1.231	1.212
1910	8,582	71	70	8,441	7,025	1.222	1.202
1911	8,101	51	67	7,983	6,705	1.208	1.191
1912	7,600	68	63	7,469	6,328	1.201	1.180
1913	8,905	87	74	8,744	7,404	1.203	1.181
1914	10,089	100	84	9,906	8,368	1.206	1.184
1915	10,432	81	87	10,265	8,665	1.204	1.185
1916	10,731	83	89	10,558	8,930	1.202	1.182
1917	12,099	86	98	11,914	9,827	1.231	1.212
1918	15,693	156	130	15,408	12,968	1.210	1.188
1919	13,943	128	119	13,696	11,913	1.170	1.150
1920	16,393	145	142	16,106	14,184	1.156	1.136
1921	14,091	164	122	13,805	12,227	1.152	1.129
1922	15,081	191	132	14,758	13,193	1.143	1.119
1923	14,706	220	130	14,357	12,974	1.133	1.107
1924	15,305	240	136	14,930	13,569	1.128	1.100
1925	13,510	262	124	13,125	12,365	1.093	1.061
1926	12,899	277	83	12,538	11,908	1.083	1.053
1927	12,923	297	85	12,542	12,088	1.069	1.038
1928	12,988	319	86	12,583	12,246	1.061	1.028
1929	15,105	366	95	14,644	13,606	1.110	1.076
1930	14,212	383	92	13,737	13,171	1.079	1.043
1931	14,682	384	93	14,205	13,313	1.103	1.067
1932	14,401	398	89	13,914	12,749	1.130	1.091

資料：神戸市統計書，日本帝国人口動態統計。

注：死亡数は男女総数。

は、大阪市 66%、神戸市 62%である。どうやら 2つの死亡系列の差は、おもに乳幼児の死亡にありそうである。

#### 4 産婆の取扱数による出生統計

大阪府では、1899年に「産婆規則」を府の条例として施行した。後産の始末という衛生上の理由から、産婆は取り上げたあと 24時間以内に市役所に出産の届け出をすることになった。この規則は病院における出産についても適用される。施行地域は大阪府であるが、実際には大阪市だけで実施されたようである。大阪市統計書では、このしくみを利用して、1916年から産婆の取扱数を出生統計として公表するようになった。しかしこの系列に先立って、大阪市統計書では産婆の取扱数(1907-12年)や胞衣数

(1913-14年)を出生数と月別に比較している表を掲載している<sup>11)</sup>。このような予備的な検討をしたうえで、産婆の取扱数を出生統計として代用したわけである。

大阪市統計書では、それまでは戸籍簿から集計した出生数を公表していた。この系列に対する評価は、人口増加が著しいにもかかわらず出生数が意外と少ない、というもので、その理由は、非本籍者(寄留者)が出生届を直接本籍地に提出するため、とみていた。大阪市の戸籍簿から集計した場合、出生数は人口動態調査のそれよりも少なめになるはずである。実際、比較可能な期間についてみると、確かに大阪市統計書の出生数は人口動態調査よりも少ない。しかし、明治後期になると寄留人口はさらに増加し、そのうえ寄留簿の不備がより深刻になる時期にし

表4 大阪市、神戸市の年齢別死亡数：1913年

単位：人，%

	0-4	5-9	10-14	15-19	20-24	25-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70+	年齢不詳	総数
— 大阪市 —													
埋火葬認許証による死亡数													
男女総数 a	8,393	669	620	1,178	1,140	950	1,695	1,480	1,714	2,095	1,967		21,901
人口動態調査の死亡数													
男女総数 b	7,511	611	678	1,182	1,182	969	1,732	1,510	1,677	2,020	1,745	1	20,818
a-b	882	58	-58	-4	-42	-19	-37	-30	37	75	222	-1	1,083
a/b	1.117	1.095	0.914	0.997	0.964	0.980	0.979	0.980	1.022	1.037	1.127		1.052
— 神戸市 —													
埋火葬認許証による死亡数													
男女総数 c	3,807	307	256	406	415	351	784	562	650	701	665	1	8,905
人口動態調査の死亡数													
男女総数 d	2,822	223	230	389	401	335	687	507	615	632	563		7,404
c-d	985	84	26	17	14	16	97	55	35	69	102	1	1,501
c/d	1.349	1.377	1.113	1.044	1.035	1.048	1.141	1.108	1.057	1.109	1.181		1.203

資料：大阪市統計書，神戸市統計書，日本帝国人口動態統計。

ては、人口動態調査の出生数は戸籍簿から集計した大阪市統計書のそれを若干上回る程度である。大阪市の産婆の取扱数を出生統計として利用したのは、一つには人口動態調査の調査結果の公表が大阪市統計書の刊行時期に間に合わないということもあろうが、人口動態調査の数値にも予備調査の結果から判断して満足できなかったのではないかと考えられる。

産婆の取扱数による出生統計は、戦前の『統計集誌』誌上で小川勇蔵によって紹介された<sup>12)</sup>。小川はこのような出生統計の正確さを強調したうえで、人口動態調査との違いをもたらし要因として3点を指摘している。第1は出生届を提出する際に出生地を偽って申告することである。第2は出生届の届け遅れ、そして第3は外地人・外国人の出生である。そこで、これらを数量的に検討してみよう。在留外地・外国人の出生数は大阪市の出生率を用いて推計した。届け遅れによる出生数についても、死亡の場合と同様に大阪府の届け遅れ率を利用した。出生届の届け遅れ率は、15年後までを集計すると届け遅れ総数の約9割をカバーする。そこで、分析期間の平均をやや上回る7.5%を各年の届け遅れ率とした。死亡届の届け遅れ率とは異なっかなり大きな値である。

最初に、産婆の取扱数による出生数の人口動

態調査のそれに対する比率をみてみよう。表5では、1915年以前の予備の段階の系列も示してある。明治末・大正前期では2割以上産婆の取扱数の方が上回っている。それから次第に低下し昭和期になると再び上昇する傾向は、埋火葬認許証による死亡数の場合と同様である。産婆の取扱数から在留外地・外国人の出生数と届け遅れの出生数を差し引いた差引き出生数の人口動態調査に対する比率をみると、うへの比率と比較して、明治・大正期で8ポイント程度、昭和期で10ポイント程度低下している。しかしなお、明治末ではかなり大きく産婆の取扱数が人口動態調査の出生数を上回っている。

差引出生数と人口動態調査の出生数との差、すなわち残差は、そのまま小川のいう出生地の詐称部分とみてよいだろうか。さらに検討すべき問題として2点指摘しておきたい。第1は産婆の取扱数と人口動態調査の出生数の比率には、1913-14年の間に断層が認められることである。1916年以降の産婆の取扱数には、大阪市周辺町村の現住者で大阪市の産婆によってとり上げられた出生は含まれていない。しかし1907-15年の予備の段階ではこの点が不明である。うへの比率の傾向から判断して、1913年以前には地域の調整が行われていない可能性がある。第2は、大阪市の届け遅れ率と大阪府のそれとの違いで

表5 大阪市の出生数：1907-1932年

単位：人，%

	産婆取扱数による出生数 a	外地人・外国人の出生数 b	届遅れによる出生数 c	差引出生数 d=a-b-c	人口動態調査の出生数 e	a/e	d/e
1907	30,342	36	1,916	28,390	25,550	1.188	1.111
1908	32,751	41	1,944	30,766	25,921	1.263	1.187
1909	31,060	43	1,906	29,111	25,410	1.222	1.146
1910	32,471	47	1,953	30,471	26,039	1.247	1.170
1911	32,943	55	1,954	30,934	26,053	1.264	1.187
1912	31,540	68	1,937	29,535	25,822	1.221	1.144
1913	30,971	79	1,842	29,050	24,561	1.261	1.183
1914	31,122	83	2,005	29,034	26,729	1.164	1.086
1915	29,258	79	1,908	27,271	25,437	1.150	1.072
1916	32,621	100	2,152	30,370	28,689	1.137	1.059
1917	33,333	113	2,114	31,106	28,189	1.182	1.103
1918	33,122	106	2,111	30,905	28,153	1.176	1.098
1919	33,714	122	2,197	31,395	29,289	1.151	1.072
1920	37,319	161	2,465	34,693	32,870	1.135	1.055
1921	36,765	214	2,463	34,088	32,837	1.120	1.038
1922	37,932	305	2,558	35,069	34,106	1.112	1.028
1923	39,044	442	2,596	36,006	34,615	1.128	1.040
1924	38,244	617	2,521	35,105	33,618	1.138	1.044
1925	62,975	1,024	4,232	57,718	56,427	1.116	1.023
1926	67,274	1,182	4,499	61,593	59,987	1.121	1.027
1927	66,599	1,308	4,424	60,867	58,986	1.129	1.032
1928	75,156	1,543	4,717	68,896	62,892	1.195	1.095
1929	72,107	1,769	4,510	65,828	60,139	1.199	1.095
1930	73,933	2,474	4,580	66,879	61,061	1.211	1.095
1931	73,476	2,552	4,565	66,359	60,862	1.207	1.090
1932	82,783	3,860	5,114	73,810	68,182	1.214	1.083

資料：大阪市統計書，日本帝国人口動態統計。

注：産婆取扱数による出生数のうち，1913-1915年は抱衣数による，1908-1915年は原資料より死産を除く。死亡数は男女総数。

ある。当時の出生届の届け遅れが生じる事例の1つは私生子である。事実婚でありながら婚姻届を提出していない夫婦の子は，身分上私生子となるが，嫡出子として届けたいために出生後まず婚姻届を提出し，一定期間をおいた後出生届を提出する結果，届け遅れになってしまうわけである<sup>13)</sup>。当時，一般に都市部に届け遅れが多いという傾向があったが，都市部はまた私生子も多かった。とくに大阪市は私生子の多い所で，明治末で生まれてくる子どもの四人に一人は私生子か庶子であった。これを考慮すると，大阪市の届け遅れ率は府の水準よりも高かったとみてよいであろう。となると，差引出生数はもう少し小さくなって人口動態調査の出生数との差もさらに減少する。かりに大阪市の届け遅れ率を10%とすると，差引出生数と人口動態調

査のそれとの比率は大正前期で2.5ポイントほど減少する。すなわち，大正前期，そしておそらく明治末においても，産婆の取扱数による出生数と人口動態調査との差をもたらす要因は，出生届の届け遅れが最大の要因で，次いで出生地の詐称を含む残差であったとみてよい。そして昭和期になると，残差のウェイトは低下して，在留外地・外国人の出生のウェイトが高まるようになる。

人口動態調査の出生数を月別にみると，12月生まれが少なく1月生まれが多い。また4月生まれも少なく3月生まれが多い傾向がある。これは年齢や入学を遅らせるため出生月に操作をした結果であるが，産婆の取扱数を月別にみるとこのようにはならない。私生子が生まれた場合にそれを隠すために，母方の親や親戚の戸籍

に入れたりする事例があったわけだから、その際につじつまを合わせるため出生地を操作したこともあったであろう。

人口動態調査では捉えられない出生数は、1916-20年で4,000-5,000人である。となると、この部分の乳児死亡者はどうなるか。大阪市の乳児死亡率は1916-20年で244.2%<sub>0</sub>であったから、乳児死亡者は890-1,220人となる。出生届を届け出る前の死亡については、出生届と死亡届の両方を出さなければならない。明治末・大正期に出生届も死亡届も出さない乳児死亡がかなりいたとは考えにくい。死亡届の届け遅れはきわめて少ないことを考慮すると、出生した年のうちの乳児死亡については、届け出はほとんど提出されていたとみてよい。となると、ここでも出生地の詐称に対応した死亡地の詐称があったとみてよいであろう。出生届を直接本籍地へは提出したが、生まれた子どもの寄留届を提出しない場合、その子どもは戸籍上はひとりで本籍地に居住していることになる。このような場合、子どもの死亡場所は本籍地にすることが自然であろう。死亡届には医師の死亡診断書を添付することになっていた。しかし、「非本籍人ノ死亡届ニハ診断書ノ添付ヲ要ス但シ事実診断書ヲ得ルコト能ハサルトキハ添付セサルモ妨ケナシ」<sup>14)</sup>ということであったから、本籍地に直接死亡届を提出するような場合は、死亡地の申告にも操作できる余地があったのである。

このように解釈すると、産婆の取扱数による出生数と人口動態調査のそれとの差、つまり人口動態調査によって捉えられない出生数の部分は、その乳児死亡を経由して、埋火葬認許証による死亡数と人口動態調査との差、つまり、人口動態調査によって捉えられない死亡数と連動していたとみることができるといえる。というのは、埋火葬認許証による死亡数と人口動態調査との差のおもな部分は乳幼児であったからである。要するに、出生数の漏れ部分と死亡の漏れ部分は組織的に発生していたと考えられる。しかも、このようなことは寄留人口の増加にもなって生じてきたと考えられる。となると、明治末から最初の国勢調査の年(1920年)あたりが、もっ

とも歪みの多い時期であったと思われる。1915年には改正戸籍法と寄留法が施行されるし、国勢調査の実施は戸籍の届け出にも影響したから、次第にこのような歪みは解消していったであろう。またこれには、私生子の割合の減少も影響していると考えられる。大阪市の出生総数に対する私生子の割合は、1910年25%、1920年22%、1930年15%というように次第に低下している。しかし、神戸市も同様に私生子の多いところで、神戸市における埋火葬認許証による死亡数と人口動態調査のそれとの差の説明には、別の要因も作用しているとみるべきであろう。

## 5 出生率・死亡率の推移

出生率や死亡率を求める場合、国勢調査以前の時期については、分母となる都市人口の検討も重要である。当時の公表人口である現住人口は、寄留人口の重複を含むため、一般にかなり過大である。そのため、内閣統計局は人口動態調査から比例数を算出するにあたって都市人口を推計している。しかし、これも過大な傾向がある。1920年の大阪市の国勢調査人口は125万人であるが、前年の統計局推計人口は155万人であった。内閣統計局は1908年と1913年に警察に人口調査を依頼している(以下、警察人口)。この人口は当時一部の都市で実施された市勢調査の人口に近似しているが、その警察人口と比較しても統計局推計人口はなお過大である。一部の都市では、寄留人口の重複を修正するため寄留整理を実施していたから、すべての都市に同じ推計方法を適用するのは危険である。そこで大阪市、神戸市の推計人口を得るため、国勢調査人口、警察人口を参照の基準にして検討した。その結果、大阪市については現住人口の過大誤差率の推計を利用する方法、神戸市については国勢調査人口から現住人口の増加率を利用して逆進的に推計する方法を用いて、両市の人口を推計した<sup>15)</sup>。なお国勢調査以降の人口については、国勢調査年は国勢調査の人口、それ以外の年は統計局推計人口を用いた。以上の人口を分母とし、出生数には産婆の取扱数、死亡数には埋火葬認許証による死亡数を利用して

描いたのが、図1-3の普通出生率、普通死亡率である。図には、比較のため、人口動態調査による出生数、死亡数と統計局推計人口を用いて計算した普通出生率、普通死亡率も示してある。

図1、図2は大阪市、神戸市の普通死亡率の推移である。1919年以前の普通死亡率は、両市とも変化のしかたは公表値とほぼ同様であるが、その水準には4-8%ほどのかかなり大きな開きがある。大阪市の1893-97年の普通死亡率の平均は28.2%、1904-09年では25.4%でこの間に3ポイントほど低下している。神戸市は1896年のとうそうの流行による異常な死亡率を除けば、1909年まで28%前後の水準で横ばいであった。その後両市とも一時的に低下・上昇をみせ、1918-20年のインフルエンザの大流行による急上昇のあと持続的低下傾向を示している。

図3は大阪市の普通出生率の推移を示している。1920年前後で公表値は明らかにリンクしないのに対して、新推計はほぼ妥当な水準でリンクしている。すでに述べたように、産婆の取扱数による出生数と人口動態調査のそれとの比率には、1908-13年に断層が認められた。そこで、その期間の比率を1914年以降と同じ水準になるように、各年の比率から10ポイント差し引いて計算した普通出生率が図3の新推計：

修正である。この系列でも、1907-23年までおおむね28-30%の水準にある。1919年以前では、公表値と比較して6-10%の差がある。

最後に、以上の推計結果のもつ含意について、2点指摘しておきたい。第1は死亡率の水準についてである。大阪市の死亡率は明治の間に3ポイントほど低下した。神戸市についてはほぼ横ばいであった。明治10年代から20年代にかけては急性伝染病の続発した時期であった。明治末になると、他の都市よりは急性伝染病の流行した大阪市、神戸市ではあるけれども、明治前期よりは確実に急性伝染病の罹病率は低下した。このような状況においても、死亡率は緩やかにしか低下しなかったことは、明治の都市においては Mortality の社会の変化に対する反応は緩慢であったことを示唆している。その間、急性伝染病死亡率の低下、水道の普及、医療サービスなどの向上といった面での公衆衛生水準の改善はみられたが、それを相殺するように都市の環境が悪化して、人口密度が死亡率を引き上げる効果がより強く作用するようになったと考えられる。近代化がすべて死亡率を引き下げる方向に作用するわけではないのである<sup>16)</sup>。

第2は明治末・大正期における出生率の水準についてである。公表値を大幅に上回る28-30%の水準は、大阪市への人口流出地域の出生

図1 大阪市の普通死亡率

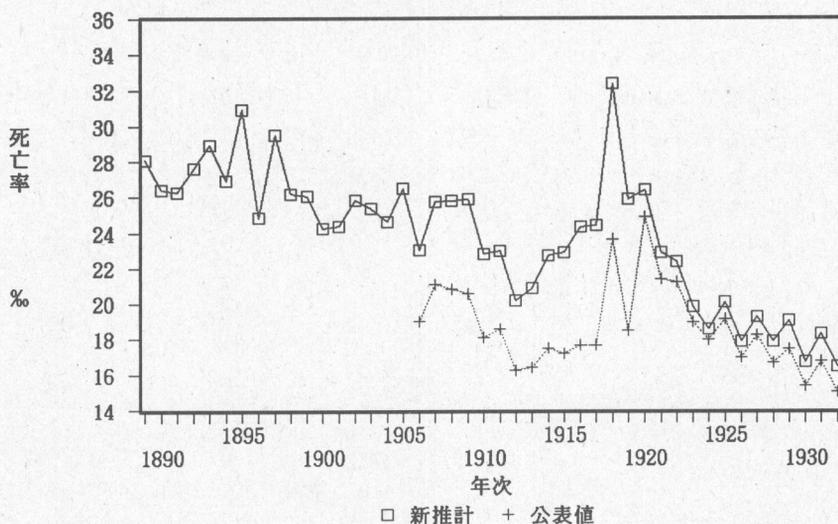


図2 神戸市の普通死亡率

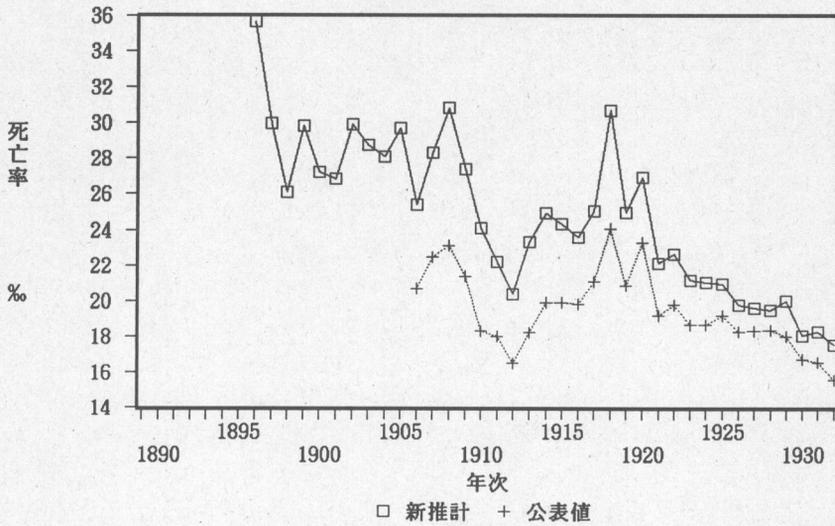
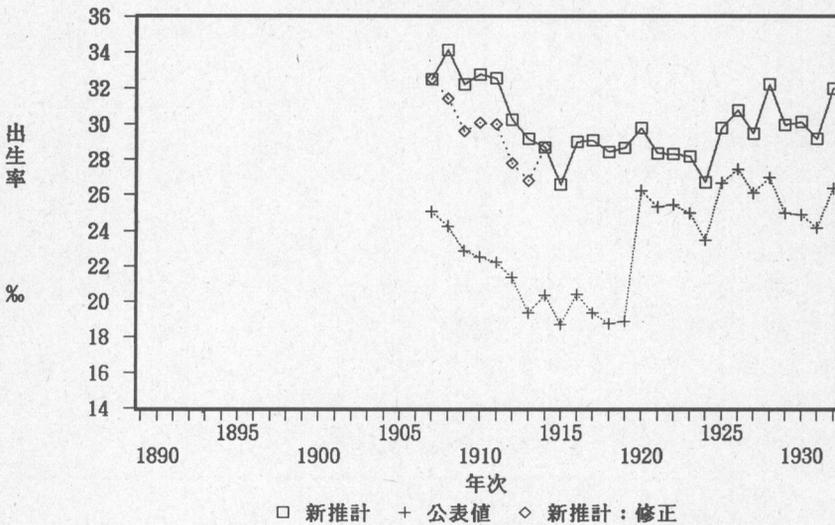


図3 大阪市の普通出生率



率水準をやや下回る程度である。つまり都市・農村間の出生率格差が意外に小さいことを意味している<sup>17)</sup>。農村は人口の再生産において比較優位をもつという効果は、少なくとも大阪市の周辺では小さかったと考えられる。また大阪市の出生率水準は、都市において世帯形成がかなり進んでいたことを示唆している。明治には都市部で有配偶率が上昇していたから、明治末までは都市においても出生率が上昇傾向にあったであろう。都市の人口増加はおもに流入人口によるけれども、都市内部においても人口が着実に再生産されていた。こうした人口は次第に労

働力化する。戦間期には二重構造が形成されるが、その人口学的形成要因として都市における世帯形成ないしは人口の再生産についてもっと注意が払われて然るべきであろう。

(帯広畜産大学畜産学部)

注

- 1) 明治・大正期の人口動態をめぐる問題点については、岡崎(1965-a)、梅村(1965)、岡崎(1965-b)を参照。
- 2) 斎藤(1989)、高橋(1991)、高瀬(1991)、斎藤(1992)。

- 3) 高瀬(1991), 28-32頁. 斎藤(1992), 263頁.
  - 4) 人口動態統計の調査史としては, 森田(1948), 木村(1954), 関森(1955)がある.
  - 5) 高瀬も同様の指摘をしている. 高瀬(1991), 32-33頁.
  - 6) 二階堂(1922), 353頁.
  - 7) 地域別の人口学的指標をとってみると, 1892年あたりまでは異常と思える動きをみせている.
  - 8) 神戸市の死亡届の届け遅れ率も大阪市と同じ値である.
  - 9) 朝鮮人人口については, 都市統計書にも毎年記載されているわけではない. 欠年については前後の増加率を利用して補間推計をした.
  - 10) 大正9年神戸市統計書, 3.16-3.20頁.
  - 11) 第12回大阪市統計書, 59頁. 第13回大阪市統計書, 85-86頁.
  - 12) 小川(1930-a), さらに小川(1930-b)も参照.
  - 13) 二階堂(1922), 357頁.
  - 14) 戸籍学会(1913), 281頁. 当時, 医師の少ない農村では, 死亡届の提出に困惑している状況であった. 法律新聞社(1914), 148頁.
  - 15) 現住人口の過大誤差率の推計方法については, 伊藤(1983), 61頁を参照.
  - 16) 死亡率に及ぼす密度効果の分析については, Ito(1993)を参照.
  - 17) 出生届の届け遅れを考慮して推計した府県別の普通出生率は, 1903-13年では大阪府周辺の府県では30-35%<sub>0</sub>の水準にあった. 同時期の東北の出生率は40%<sub>0</sub>であった. 詳細については, 伊藤(1987)を参照.
- 引用文献**
- 法律新聞社(1914).『戸籍法改正寄留法制定理由』日比谷書房.
- 伊藤 繁(1983).「都市人口」梅村又次・高松信清・伊藤 繁『地域経済統計(長期経済統計13)』東洋経済新報社.
- (1987).「明治大正期府県別出生力の分析」帯広畜産大学学術研究報告I-15.
- Ito, Shigeru(1993).“An Analysis of Mortality in Meiji Cities,” *Japan Forum* Vol. 5, No. 1, April.
- 木村正文(1954).「我が国人口動態の変遷」『統計局研究彙報』5号.
- 戸籍学会(1913).『戸籍, 相続, 親族ニ関スル学説判例彙纂』戸籍学会.
- 森田優三(1948).「我国人口動態統計前史資料」高野岩三郎先生喜寿記念論文集I『インフレーション統計発達史』第一出版.
- 二階堂保則(1922).「前代未聞の奇異なる現象一大正9年及10年の人口動態に就て」『統計集誌』501号.
- 小川勇蔵(1930-a).「都市に於ける出生調査に就て」『統計集誌』583号.
- (1930-b).「大阪市の出生統計に就て」『大大阪』6巻12号.
- 岡崎陽一(1965-a).「明治時代の人口とくに出生率と死亡率について」『経済研究』16巻3号.
- (1965-b).「梅村又次氏のコメントに対する回答」『経済研究』16巻4号.
- 斎藤 修(1989).「経済発展はMortality低下をもたらしたか? —欧米と日本における栄養・体位・平均余命—」『経済研究』40巻4号.
- (1992).「人口転換以前の日本におけるMortalityパターンと変化—」『経済研究』43巻3号.
- 関森健次(1955).「戸籍の編成と人口調査」『統計局研究彙報』7号.
- 高橋真一(1991).「本籍人口を利用した明治期人口推計の試み」『国民経済雑誌』163巻5号.
- 高瀬真人(1991).「1890-1920年のわが国の人口動態と人口静態」『人口学研究』14号.
- 梅村又次(1965).「明治時代の人口について:コメント」『経済研究』16巻4号.